

幼保連携型認定こども園舞戸保育所 利用者負担に関する規定

第1条 本園の保育料は、利用児の居住する市町村が所得に応じて定める利用者負担額とする。

第2条 前条に定める保育料のほか、教育・保育の提供の便宜に要する費用のうち、本園の利用にあたり実費負担が適当と認められる費用については別にこれを徴収するものとする。

第3条 前条に定める費用は、利用額が決定後、翌月10日までに納入するものとする。

第4条 本園在園児が町から認定を受けた利用期間、利用時間を超えて利用した場合は、その超えた時間について次のとおり負担するものとする。

- ① 1号認定児（教育標準時間 月曜日～金曜日 8時～13時利用）
7時～8時と13時～18時の一時預かり、及び土曜日と長期休業中の7時～18時の一時預かり（幼稚園型）について、30分あたり100円を徴収する。
ただし、一日450円、月4,000円を上限とする。
18時以降の延長保育については無料とする。
- ② 2号・3号認定児（保育短時間 月曜日～土曜日 8時～16時利用）
7時～8時と16時～18時の延長保育について、30分あたり100円を徴収する。ただし、月2,000円を上限とする。
日常的な利用がない場合は徴収を免除するものとする。
18時以降の延長保育については無料とする。
- ③ 2号・3号認定児（保育標準時間 月曜日～土曜日 8時～18時利用）
18時以降の延長保育については無料とする。

第5条 本園在園以外の乳幼児が一時的に本園を利用の場合の一時預かり（一般型）利用料は次のとおりとする。給食を利用した場合は1回200円を別途徴収するものとする。

- ① 0歳児 一日利用（8時～17時）1,500円
半日利用（8時～12時30分、12時30分～17時）1,000円
- ② 1～2歳未満児 一日利用 1,300円
半日利用 800円
- ③ 3歳以上児 一日利用 1,100円
半日利用 600円

第6条 本園在園の3歳以上児からは副食費として月額4,500円を徴収する。ただし、法令により副食費が免除となる場合は徴収しないものとする。

月途中の入園・退園や、入院等やむを得ない理由での長期欠席の場合は、日割り計算による減額調整を行うものとする。

附則 この規定は 平成27年 4月 1日から施行する。

附則 この規定は 令和 元年10月 1日から施行する。（第6条追加）